

# 昭和音楽大学学則（案）

## 第1章 総 則

（目 的）

第1条 昭和音楽大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、広く知識を授けるとともに、音楽を中心としたさまざまな領域に関する技能、理論及び応用を深く教授研究し、もって広い視野と高い識見を持つ人材育成を行い、文化の向上と社会の福祉に寄与することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間毎に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

（教育研究上の目的の公表）

第3条 本学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学科ごとに定め公表する。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修等を実施する。

2 前項の委員会については別に定める。

## 第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

（学部及び学科）

第5条 本学に次の学部及び学科を置く。

音楽学部 音楽芸術表現学科 音楽芸術運営学科

（大学院）

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

（収容定員）

第7条 各学科学生の入学定員及び収容定員は次の通りとする。

学部	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
音楽学部	音楽芸術表現学科	175	35	770
	音楽芸術運営学科	100	5	410
	計	275	40	1,180

(修業年限及び在学年限)

第8条 本学の修業年限は4年とする。

ただし、学生は8年を超えて在学することはできない。

また、3年次編入学者については、4年を超えて在学することはできない。

### 第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

3 学長は、事情により第1項に定める学期及び授業期間について変更することができる。

(休業日)

第11条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 学園創立記念日 1月15日

(3) 夏季休業日

(4) 冬季休業日

(5) 春季休業日

(6) 夏季、冬季、春季休業日は学事日程により定める。

2 学長は事情により前項の規定にかかわらず臨時に休業日を定め、または休業日の変更を行うことができる。

### 第4章 教育課程、履修の方法、学修の評価、課程修了の認定及び卒業

(開設授業科目及びその単位数)

第12条 本学において開設する教養科目、外国語科目及び専門科目に関する単位数は別表1のとおりとする。

(履修の方法)

第13条 本学において開設する授業科目は、これを必修、選択必修科目及び選択科目とし、4カ年に分けて履修させるものとする。

(履修科目の登録)

第14条 学生は毎学年度の当初に当該年度において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することができない。

(単位の認定)

第15条 各授業科目を履修し、その試験に合格したものには、所定の単位を与える。ただし、授業料及び所定の学費が未納の場合には、単位の認定は行わない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第16条 本学が教育上有益と認めるときは、別に定める規定により、学生が他の大学・短期大学及びその他の教育施設等における学修を、次条に定める既修得単位と併せて、60単位を超えない範囲で本学において修得したものととして認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第59条の規定による科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科その他文部科学大臣が定める教育施設における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第18条 試験等による成績の評価は、S・A・B・C・Fの5段階とし、Fを不合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点	F

3 前項の成績評価に基づき、学業成績を総合的に判断する指標として、単位当たりの成績評価の平均値を示すグレードポイントアベレージ(GPA)を用いる。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実技、実習及び実験については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により授業を行う場合は、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をも

って1単位とする。

(5) 卒業論文・卒業研究・卒業制作・卒業演奏等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(卒業の要件)

第20条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、履修要綱に定める授業科目124単位以上を修得しなければならない。

(教育職員免許状)

第21条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。教職に関する科目と単位数は別表2のとおりとする。

2 本学の各学科において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

学部・学科		取得できる教育職員免許状の種類
音楽学部	音楽芸術表現学科	中学校教諭一種免許状（教科・音楽）
	音楽芸術運営学科	高等学校教諭一種免許状（教科・音楽）

(学芸員資格)

第22条 学芸員となる資格を得ようとする者は、第20条に規定する卒業の要件を充足し、かつ博物館法及び博物館法施行規則に定める博物館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する博物館に関する科目と単位数は別表3のとおりとする。

(社会教育主事資格)

第23条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、本学に2年以上在学し、規定する単位の内から62単位以上を修得するとともに、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める社会教育に関する科目及び単位を修得しなければならない。本学が開講する社会教育に関する科目と単位数は別表4のとおりとする。

(司書資格)

第23条の2 司書となる資格を得ようとする者は、第20条に規定する卒業要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める図書館に関する科目と単位を修得しなければならない。本学が開講する図書館に関する科目と単位数は別表4の2のとおりとする。

(卒業の認定)

第24条 本学に4年以上在学し、第20条に定める単位を修得した者に対し、学長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第25条 卒業者に学士の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

## 第5章 入学、退学、転学及び休学

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、毎学年度の初めとする。

(入学することのできる者)

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施

する入学者選抜試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第28条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出時期、方法、同時に提出すべき書類等については別に定める。

（再入学）

第29条 願いにより本学を退学した者が、退学後2年以内に再入学を希望するときは選考のうえ、入学を許可することがある。

2 この場合、退学前に修得した単位の全部または一部をすでに修得したものとして認めることがある。この認定は学長が行う。

（編入学・転入学）

第30条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、第7条の規定に基づき選考の上、3年次に編入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者または退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校または教員養成諸学校の課程を修了し、または卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る）

2 前項のほか、収容定員に欠員がある場合にかぎり選考の上、相当年次に編入学、転入学を許可することがある。

3 前項の規定により入学を許可された者のすでに修得した授業科目及び単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、学長が決定する。

4 編入学、転入学の場合に必要な手続きは別に定める。

（入学に関する手続き及び入学許可）

第31条 本学が行う入学試験に合格した者は、指定の期間内に入学金、授業料及び施設費を

納入し、本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第32条 入学を許可された者は、保証人1名を定め、本学の指定する期間内に届け出なければならない。

2 保証人は学生の在学中のいっさいの事項について責任を持つものとする。

3 保証人を変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ学長に願い出るものとする。

(休学)

第34条 疾病その他やむをえない事情により3カ月以上就学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に休学を願い出るものとする。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第35条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第36条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第8条に規定する在学年限を超えた者

(2) 第35条に規定する休学年限を超えた者

(3) 授業料・施設費を滞納し督促を受けても納入しない者

(4) 死亡または行方不明の者

## 第6章 入学金、授業料その他の費用

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第38条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表6のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(退学等の場合の授業料・施設費)

第39条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者は、当該期の授業料及び施設費全額を納入しなければならない。

2 授業料・施設費を分納した者が前期中に退学した場合は、未納の年額2分の1相当額を徴収しないものとする。

(休学の場合の授業料・施設費)

第40条 休学者についての授業料・施設費の扱いを次のとおり定める。

(1) 授業料年額分を第1期、第2期に分納している場合、休学の理由が発生した当該学期の授業料は、これを全納するものとする。

- (2) 授業料年額分全納している場合、休学の理由が前期に発生した場合、第2期分に該当する授業料は、復学した年度の授業料の一部にこれを充当するものとする。
- (3) 復学した場合の授業料納入について、休学の理由が消滅し復学が認められた場合
  - (ア) 前期中に復学した場合、その年度の授業料年額に相当する額を納入しなければならない。
  - (イ) 当該年度後期から復学する場合は、第2期分の授業料はこれを全納するものとする。
- (4) 休学の場合の施設費について
  - (ア) 年間休学者は施設費年額の1/2額を納入するものとする。
  - (イ) 半期休学者は施設費年額の3/4額を納入するものとする。

(授業料・施設費の返還)

第41条 既納の授業料及び施設費は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納入した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

- (1) 年額を納入した者が、前期中に退学した場合は、年額の2分の1相当額
- (2) 入学手続をした者が、指定の期間内に所定の手続きにより入学辞退を申し出た場合は、入学金を除く全額

## 第7章 教職員組織

(教職員)

第42条 本学に学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員等の職員を置く。

- 2 前項に定めるほかに、副学長を置くことができる。

(教職員の職務)

第43条 教職員の職務は学校教育法及びその他の法令の定めるところによる。

- 2 教職員の職務は次の各号の定めによる。
  - (1) 学長は、本学を代表し校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
  - (2) 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
  - (3) 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
  - (4) 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
  - (5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

## 第8章 教授会

(教授会)

第44条 本学に重要な事項を審議するため、教授会をおく。

- 2 教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会の運営に関し必要とする事項については別に定める。

(教授会の構成)

第45条 教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教授、准教授、専任講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(審議事項)

第46条 教授会は、第44条2項に基づき、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 教育課程の編成に関する事項
  - (4) 教学に関する諸規程の制定、改廃に関する事項
  - (5) 教員の研究等に関する事項
  - (6) その他、学長が教授会の意見を聴くことが必要とした教育研究上の重要な事項
- 2 教授会は前項に規定するもののほか、第44条3項に基づき、次の事項を審議する。
- (1) 学生の転学、転科、休学、復学等に関する事項
  - (2) 学生の厚生補導に関する事項
  - (3) 学生の賞罰に関する事項
  - (4) 除籍に関する事項
  - (5) その他、教授会で審議が必要と思われる事項

## 第9章 専攻科

(名称)

第47条 本学に専攻科を設け、次の専攻をおく。

音楽専攻科

器楽専攻 声楽専攻

(目的)

第48条 専攻科は音楽学部の基礎の上に特別の教育課程による授業を行い、その研究を指導することを目的とする。

(入学定員)

第49条 専攻科の入学定員は次のとおりとする。

音楽専攻科10名(器楽専攻6名、声楽専攻4名)

(修業年限)

第50条 専攻科の修業年限は1年とする。

ただし、学生は2年を超えて在学することはできない。

(教育課程)

第51条 専攻科の教育課程は別表5のとおりとする。

(修了の要件)

第52条 専攻科を修了するためには1年以上在学し、前条に定める授業科目の中から必修、選択併せて、30単位以上を履修しなければならない。



(履修科目の登録)

第53条 学生は学年の初めに、その学期間に履修しようとする科目を定めて申し出、受講登録しなければならない。

(教育職員免許状)

第54条 中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で前条に規定する修業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しているものは、専攻科修了と同時に次の教職員免許状を取得することができる。

学科・専攻		取得できる教育職員免許状の種類
音楽専攻科	器楽専攻	中学校教諭専修免許状（教科・音楽）
	声楽専攻	高等学校教諭専修免許状（教科・音楽）

(修了証書の授与)

第55条 専攻科に1年以上在学し、第52条に定める単位を修得した者に対し、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学することのできる者)

第56条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

(1) 音楽大学を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則第155条第1項第1号から第6号の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学金・授業料・施設費・その他の費用)

第57条 入学金、授業料、施設費の額及び納入期限は別表7のとおりとする。

2 前項のほか、教育に必要な費用を徴収することがある。

(その他)

第58条 専攻科に関し、本章に定める以外の事項は本学則の定めるところによる。

## 第10章 科目等履修生、研究生、委託生及び外国人学生

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者で、本学が開講する授業科目中特定の科目の履修を希望する者があるときは、選考の上科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生として履修した科目に対し、試験の結果合格したものには、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第60条 特定の専門実技を研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(委託生)

第61条 官庁または公共団体から特定の授業科目について修学することを委託された者があるときは、本学の教育に支障をきたさないかぎり、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人学生)

第62条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考の上、入学を許可することがある。

2 外国人学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表 彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は表彰することができる。

(罰 則)

第64条 本学の学則に違反し、また次の各号に該当する行為があったときは、学長は懲戒することができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

## 第12章 公 開 講 座

(公開講座の開設)

第65条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

## 第13章 研 究 所

(研 究 所)

第66条 本学に研究所をおく。

2 研究所に関し、必要な事項は別に定める。

## 第14章 図 書 館

(図 書 館)

第67条 本学に図書館をおく。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

## 第15章 研 修 所

(研 修 所)

第68条 本学に研修所をおく。

2 研修所に関し、必要な事項は別に定める。

## 第16章 事 務 局

(事 務 局)

第69条 本学に事務局をおく。

2 事務局の組織及び職務分掌については別に定める。

## 第17章 学生寮

(学 生 寮)

第70条 本学に学生寮をおく。

2 学生寮に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

昭和59年4月1日施行

昭和60年4月1日施行

昭和61年4月1日施行

昭和62年4月1日施行

昭和63年4月1日施行

平成元年4月1日施行

平成2年4月1日施行

平成3年4月1日施行

平成4年4月1日施行

平成5年4月1日施行

平成6年4月1日施行

平成7年4月1日施行 ただし、平成6年度以前の入学者の授業料は、それぞれ当該入 学年度の学則による。

また、第5条の規定にかかわらず、平成6年度から平成9年度までの作曲学科・器楽学科・声楽学科の収容定員は、次のとおりとする。

	作曲学科	器楽学科	声楽学科
平成6年度	55名	240名	180名
平成7年度	50名	270名	190名
平成8年度	45名	300名	200名
平成9年度	40名	315名	200名

平成8年4月1日施行 ただし、平成7年度以前の入学者の授業料及び教育課程については、それぞれ当該入学年度の学則による。

なお、「ヨーロッパ社会と芸術Ⅰ」及び「ヨーロッパ社会と芸術Ⅱ」については、音楽芸術運営学科を除き、平成7年度以前の入学者も履修できる。

また、別表Ⅰの音楽芸術運営学科専攻教育科目のピアノⅡ③、ピアノⅡ④、器楽Ⅲ③、器楽Ⅲ④、声楽Ⅱ③、声楽Ⅱ④については、平成7年度以前の入学者も履修できる。

平成9年4月1日施行 ただし、平成8年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

平成10年4月1日施行 ただし、平成9年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業

年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

また、第5条の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成10年度	平成11年度	平成12年度
作曲学科	40	40	40
器楽学科	335	340	340
声楽学科	205	210	210
音楽芸術運営学科	105	130	150
計	685	720	740

平成11年4月1日施行 ただし、平成10年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則によるが別表Ⅰの授業科目のうち別に定める科目については、平成10年度以前の入学者も選択科目として履修できる。

(2) 第13条に規定する単位数は従前の学則により入学した者についても適用できる。ただし第14条第2項に規定する単位数については平成11年度の入学者から適用する。

平成12年4月1日施行 ただし、平成11年度以前の入学者の授業料及び教育課程並びに修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

平成13年4月1日施行 (1)平成12年度以前の入学者の授業料及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2)教育課程については、平成10年度から平成12年度までの入学者にも適用する。平成9年度以前の入学者の教育課程については、当該入学年度の学則による。

(3)第5条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成13年度	平成14年度	平成15年度
作曲学科	45	50	55
器楽学科	345	350	355
声楽学科	215	220	225
音楽芸術運営学科	190	210	230
計	795	830	865

平成14年4月1日施行 (1)平成13年度以前の入学者の学納金及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。ただし、第39条第4号については、平成13年度以前の入学者にも適用する。

(2)教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則による。また、平成9年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

平成15年4月1日施行 (1)平成14年度以前の入学者の授業料及び修業年限については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2)教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度の入学者及び平成9年度以前の入学者については、当該入学年度の学則による。

平成16年4月1日施行 (1)平成15年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(2)教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成9年度の入学者及び平成14年度から平成15年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

(3)第5条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成16年度	平成17年度	平成18年度
作曲学科	70	80	90
器楽学科	370	380	390
声楽学科	230	230	230
音楽芸術運営学科	250	250	250
計	920	940	960

平成17年4月1日施行 (1)第6条に規定する修業年限は、平成16年度以前の入学者にも適用する。

(2)平成16年度以前の入学者の授業料については、それぞれ当該入学年度の学則による。

(3)教育課程については、平成10年度から平成13年度までの入学者については、平成13年度の学則により、平成14年度から平成16年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

平成18年4月1日施行 (1)第6条に規定する在学年限は、平成17年度以前の入学者にも適用する。

(2)平成17年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。

(3) 教育課程については、平成 10 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 17 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

平成 19 年 4 月 1 日施行 (1) 第 6 条に規定する在学年限は、平成 18 年度以前の入学者にも適用する。

(2) 平成 18 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。

(3) 教育課程については、平成 10 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 18 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

(4) 第 5 条の規定にかかわらず、平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員は次のとおりとする。

学科名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
作曲学科	100	100	100
器楽学科	410	420	430
声楽学科	230	230	230
音楽芸術運営学科	290	330	370
計	1,030	1,080	1,130

平成 20 年 4 月 1 日施行 (1) 第 6 条に規定する在学年限は、平成 19 年度以前の入学者にも適用する。

(2) 平成 19 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。

(3) 教育課程については、平成 11 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 19 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

附則 1. この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 8 条に規定する在学年限は、平成 20 年度以前の入学者にも適用する。

3. 平成 20 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。

4. 教育課程については、平成 12 年度から平成 13 年度までの入学者については、平成 13 年度の学則により、平成 14 年度から平成 20 年度までの入学者については、当該入学年度の学則による。

附則 1. この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 8 条に規定する在学年限は、平成 21 年度以前の入学者にも適用する。

3. 平成 21 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則 1. この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 8 条に規定する在学年限は、平成 22 年度以前の入学者にも適用する。
3. 平成 22 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。

附則 1. この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 8 条に規定する在学年限は、平成 23 年度以前の入学者にも適用する。
3. 平成 23 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 については平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 1. この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 8 条に規定する在学年限は、平成 24 年度以前の入学者にも適用する。
3. 平成 24 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
4. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 については平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 1. この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 24 年度以前の入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 については平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

附則 1. この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 につい

ては平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

- 附則 1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
  3. 教育課程については、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 については平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。

- 附則 1. この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
2. 入学者の授業料については、当該入学年度の学則による。
  3. 教育課程については、第 12 条の規定にかかわらず、当該入学年度の学則による。ただし、第 22 条別表 3 については平成 24 年度以降の履修者について適用し、平成 23 年度以前の履修者については当該入学年度の学則による。第 23 条の 2 については平成 23 年度以前の入学者にも適用する。
  4. 収容定員については、第 7 条の規定にかかわらず、平成 29 年度から平成 31 年度までは次のとおりとする。

学科名	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
音楽芸術表現学科	1 7 5	3 5 0	5 6 0
音楽芸術運営学科	4 1 0	4 1 0	4 1 0
作曲学科	7 5	5 0	2 5
器楽学科	3 4 0	2 4 0	1 2 0
声楽学科	1 8 0	1 3 0	6 5
計	1, 1 8 0	1, 1 8 0	1, 1 8 0



## (1) 教養科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
教養科目	基礎ゼミ	2		
	哲学			2
	文学			2
	西洋文化史Ⅰ			2
	西洋文化史Ⅱ			2
	日本文化史Ⅰ			2
	日本文化史Ⅱ			2
	美術史Ⅰ			2
	美術史Ⅱ			2
	心理学			2
	心の健康			2
	教育心理学			2
	日本国憲法			2
	経済学		2	
	生活と経済		2	
	生涯学習概論Ⅰ			2
	ボランティア論			2
	演奏とからだⅠ			2
	演奏とからだⅡ			2
	音響学			2
	情報機器演習（基礎）		2	
	情報機器演習（応用）Ⅰ		2	
	情報機器演習（応用）Ⅱ		2	
	博物館概論			2
	図書館概論			2
	キャリアデザイン			1
	芸術特別研究Ⅰ		1	
	芸術特別研究Ⅱ		1	
	音楽活動研究①			1
	音楽活動研究②			1
	音楽活動研究③			1
	音楽活動研究④			1
体育理論			2	
体育実技			1	

## (2) 外国語科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
外国語科目	基礎英語Ⅰ		2	
	基礎英語Ⅱ		2	
	初級英語Ⅰ		2	
	初級英語Ⅱ		2	
	初級英語Ⅲ		2	
	初級英語Ⅳ		2	
	初級英語Ⅴ		2	
	中級英語Ⅰ		2	
	中級英語Ⅱ		2	
	中級英語Ⅲ		2	
	中級英語Ⅳ		2	
	中級英語Ⅴ		2	
	上級英語Ⅰ		2	
	上級英語Ⅱ		2	
	上級英語Ⅲ		2	
	上級英語Ⅳ		2	
	上級英語Ⅴ		2	
	基礎ドイツ語		4	
	初級ドイツ語		4	
	中級ドイツ語Ⅰ		2	
	中級ドイツ語Ⅱ		2	
	上級ドイツ語		2	
	基礎イタリア語		4	
	初級イタリア語		4	
	中級イタリア語Ⅰ		2	
	中級イタリア語Ⅱ		2	
上級イタリア語		2		
基礎フランス語		4		
初級フランス語		4		
中級フランス語		2		
上級フランス語		2		

## (3) 音楽芸術表現学科

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	作曲・エレクトロニクス実技①		6	
	作曲・エレクトロニクス実技②		6	
	作曲・エレクトロニクス実技③		6	
	作曲・エレクトロニクス実技④		6	
	サウンドプロデュース①		4	
	サウンドプロデュース②		4	
	サウンドプロデュース③		4	
	サウンドプロデュース④		4	
	指揮実技①		6	
	指揮実技②		6	
	指揮実技③		6	
	指揮実技④		6	
	作曲Ⅱ①			2
	作曲Ⅱ②			2
	作曲Ⅱ③			2
	作曲Ⅱ④			2
	指揮演習①		2	
	指揮演習②		2	
	指揮演習③		2	
	指揮演習④		2	
	スコアリーダーイングⅠ①		2	
	スコアリーダーイングⅠ②		2	
	スコアリーダーイングⅡ			2
	対位法		2	
	ミュージックセオリー（初級）		2	
	ミュージックセオリー（中級）		2	
	ミュージックセオリー（上級）		2	
	オーケストレーション		4	
	作曲・編曲法Ⅰ		2	
	作曲・編曲法Ⅱ		2	
	コンピュータ音楽概論		4	
	デジタルミュージック概論		2	
	ポピュラー音楽概論			4
	映像の音楽			2
	サウンドデザイン演習		2	
	グラフィックデザイン演習		2	
	音楽プログラミング演習		2	
	映像制作演習		2	
	音楽プロデュース論		4	
	スタジオワークス①		4	
スタジオワークス②		4		
ソングライティング演習①		2		
ソングライティング演習②		2		
PA演習			2	
録音制作Ⅰ		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	録音制作Ⅱ		2	
	録音制作Ⅲ		2	
	ピアノ実技Ⅰ①		9	
	ピアノ実技Ⅰ②		9	
	ピアノ実技Ⅰ③		9	
	ピアノ実技Ⅰ④		9	
	ピアノ実技Ⅱ①		6	
	ピアノ実技Ⅱ②		6	
	ピアノ実技Ⅱ③		6	
	ピアノ実技Ⅱ④		6	
	ピアノⅠ①		6	
	ピアノⅠ②		6	
	ピアノⅠ③		6	
	ピアノⅠ④		6	
	ピアノ①		4	
	ピアノ②		4	
	ピアノ③		4	
	ピアノ④			4
	ピアノⅡ①		2	
	ピアノⅡ②		2	
	ピアノⅡ③			2
	ピアノⅡ④			2
	ピアノアンサンブル①		2	
	ピアノアンサンブル②		2	
	ピアノアンサンブル③		2	
	ピアノアンサンブル④		2	
	アンサンブルⅠ①		2	
	アンサンブルⅠ②			2
	アンサンブルⅠ③			2
	アンサンブルⅠ④			2
アンサンブルⅡ①			2	
アンサンブルⅡ②			2	
アンサンブルⅡ③			2	
アンサンブルⅡ④			2	
伴奏実習基礎			2	
伴奏実習①			1	
伴奏実習②			1	
伴奏実習③			1	
伴奏法Ⅰ①			2	
伴奏法Ⅰ②			2	
伴奏法Ⅱ			2	
演奏会実習		2		
演奏会実習Ⅰ		4		
演奏会実習Ⅰ①		2		
演奏会実習Ⅰ②		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	演奏会実習Ⅱ①			4
	演奏会実習Ⅱ②			4
	演奏会実習Ⅱ③			4
	演奏会実習Ⅱ④			4
	演奏会実習Ⅲ			4
	演奏分析		2	
	演奏解釈		4	
	メディア創作演習①		2	
	メディア創作演習②		2	
	メディア創作演習③		2	
	メディア創作演習④		2	
	インターンシップ		2	
	指導教材研究		2	
	指導者基礎Ⅰ		2	
	指導者基礎Ⅱ		2	
	児童心理		2	
	卒業演奏		4	
	卒業論文		4	
	オルガンⅠ①		6	
	オルガンⅠ②		6	
	オルガンⅠ③		6	
	オルガンⅠ④		6	
	オルガンⅡ①			2
	オルガンⅡ②			2
	オルガンⅡ③			2
	オルガンⅡ④			2
	電子オルガンⅠ①		6	
	電子オルガンⅠ②		6	
	電子オルガンⅠ③		6	
	電子オルガンⅠ④		6	
	電子オルガンⅡ①			2
	電子オルガンⅡ②			2
	電子オルガンⅡ③			2
	電子オルガンⅡ④			2
	電子オルガンアンサンブル①		2	
	電子オルガンアンサンブル②		2	
	電子オルガンアンサンブル③		2	
	電子オルガンアンサンブル④		2	
	電子オルガン演習①		2	
	電子オルガン演習②		2	
電子オルガン演習③		2		
電子オルガン演習④		2		
電子楽器研究		2		
リトミック①		2		
リトミック②			2	

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	ピアノ指導法研究		4	
	ピアノ指導法特論		4	
	バレエ音楽演習			2
	鍵盤演奏表現Ⅰ			2
	鍵盤演奏表現Ⅱ			2
	鍵盤演奏表現Ⅲ			2
	鍵盤演奏表現Ⅳ			2
	海外研修Ⅰ		3	
	海外研修Ⅱ			3
	海外研修Ⅳ			3
	海外研修Ⅴ			3
	海外研修Ⅵ		1	
	海外研修Ⅶ			2
	海外研修Ⅷ			1
	海外研修Ⅸ			1
	海外研修Ⅹ			1
	海外研修Ⅺ			1
	海外研修Ⅻ			2
	海外研修ⅩⅢ			2
	海外研修ⅩⅣ			2
	器楽実技Ⅰ①		6	
	器楽実技Ⅰ②		6	
	器楽実技Ⅰ③		6	
	器楽実技Ⅰ④		6	
	器楽実技Ⅱ①			3
	器楽実技Ⅱ②			3
	器楽実技Ⅱ③			3
	器楽実技Ⅱ④			3
	器楽実技Ⅲ①			6
	器楽実技Ⅲ②			6
器楽実技Ⅲ③			6	
器楽実技Ⅲ④			6	
器楽Ⅰ①		6		
器楽Ⅰ②		6		
器楽Ⅰ③		6		
器楽Ⅰ④		6		
器楽Ⅱ①		2		
器楽Ⅱ②			2	
器楽Ⅱ③			2	
器楽Ⅱ④			2	
ヴァイオリンステップアップ①			2	
ヴァイオリンステップアップ②			2	
ヴァイオリンステップアップ③			2	
ヴァイオリンステップアップ④			2	
合奏Ⅰ①		4		

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	合奏Ⅰ②		4	
	合奏Ⅰ③		4	
	合奏Ⅰ④		4	
	合奏Ⅱ		2	
	合奏Ⅲ①			2
	合奏Ⅲ②			2
	合奏Ⅲ③			2
	合奏Ⅲ④			2
	合奏Ⅳ①			2
	合奏Ⅳ②			2
	合奏Ⅳ③			2
	合奏Ⅳ④			2
	室内楽Ⅰ①			2
	室内楽Ⅰ②			2
	室内楽Ⅱ①		2	
	室内楽Ⅱ②		2	
	室内楽実習Ⅰ①		2	
	室内楽実習Ⅰ②		2	
	室内楽実習Ⅰ③			2
	室内楽実習Ⅰ④			2
	コンチェルト実習		2	
	コンチェルト実習Ⅰ		2	
	コンチェルト実習Ⅱ			2
	楽器研究			2
	指揮法Ⅱ①		2	
	指揮法Ⅱ②		2	
	声楽Ⅰ①		6	
	声楽Ⅰ②		6	
	声楽Ⅰ③		6	
	声楽Ⅰ④		6	
	声楽Ⅱ①			2
	声楽Ⅱ②			2
	声楽Ⅱ③			2
	声楽Ⅱ④			2
	声楽アンサンブル基礎		1	
	ドイツ歌曲①		1	
	ドイツ歌曲②			1
	日本歌曲①			1
	日本歌曲②			1
	フランス歌曲①		1	
フランス歌曲②			1	
歌うためのイタリア語		2		
合唱①		2		
合唱②		2		
合唱③		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	合唱④		2	
	合唱指導法①			2
	合唱指導法②			2
	合唱指導法演習			2
	オペラ演習Ⅰ①		2	
	オペラ演習Ⅰ②		2	
	オペラ演習Ⅰ③		4	
	オペラ演習Ⅰ④		2	
	オペラ演習Ⅱ			2
	オペラ公演実習		4	
	指揮法Ⅰ			2
	パフォーマンス①			1
	パフォーマンス②			1
	パフォーマンス③			1
	パフォーマンス④			1
	舞台表現演習①			1
	舞台表現演習②			1
	舞台表現演習③			1
	ジャズ実技Ⅰ①		6	
	ジャズ実技Ⅰ②		6	
	ジャズ実技Ⅰ③		6	
	ジャズ実技Ⅰ④		6	
	ジャズアンサンブルⅠ①		2	
	ジャズアンサンブルⅠ②		2	
	ジャズアンサンブルⅠ③		2	
	ジャズアンサンブルⅠ④		2	
	ジャズアンサンブルⅡ①		2	
	ジャズアンサンブルⅡ②		2	
	ジャズアンサンブルⅡ③		2	
	ジャズアンサンブルⅡ④		2	
	ジャズ演奏法①		2	
	ジャズ演奏法②		2	
ジャズ演奏法③		2		
ジャズ演奏法④		2		
ジャズコンポジション①			4	
ジャズコンポジション②			4	
ポピュラー実技Ⅰ①		6		
ポピュラー実技Ⅰ②		6		
ポピュラー実技Ⅰ③		6		
ポピュラー実技Ⅰ④		6		
ポピュラーアンサンブル①		2		
ポピュラーアンサンブル②		2		
ポピュラーアンサンブル③		4		
ポピュラーアンサンブル④		4		
ポピュラー作曲・編曲法①		4		

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	ポピュラー作曲・編曲法②		4	
	ポピュラー作曲・編曲法③		4	
	ポピュラー作曲・編曲法④		4	
	ポピュラー演奏法①		2	
	ポピュラー演奏法②		2	
	ポピュラー演奏法③		2	
	ポピュラー演奏法④		2	
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ①		2	
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ②			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ③			2
	ポピュラー・ジャズピアノⅡ④			2
	インストゥルメンツⅡ①		2	
	インストゥルメンツⅡ②		2	
	ポピュラーヴォーカルⅡ①		2	
	ポピュラーヴォーカルⅡ②			2
	サウンドクリエイト①		4	
	サウンドクリエイト②			4
	ライブ実習Ⅰ①		1	
	ライブ実習Ⅰ②		1	
	ライブ実習Ⅱ①		1	
	ライブ実習Ⅱ②		1	
	コードプログレッション (ベーシック)		4	
	コードプログレッション (アドバンス)		4	
	イヤートレーニング			2
	リズムトレーニング		1	
	スタジオレコーディング①		1	
	スタジオレコーディング②		1	
	ダンス			2
	ジャズの歴史と作品		2	
	卒業ライブ		1	
	基本ソルフェージュ①		2	
	基本ソルフェージュ②		2	
	基本ソルフェージュ③		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ①		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ②		2	
	聴音・視唱ソルフェージュ③		2	
	鍵盤ソルフェージュ①		2	
	鍵盤ソルフェージュ②		2	
	鍵盤ソルフェージュ③		2	
	総合ソルフェージュ①		2	
	総合ソルフェージュ②		2	
	総合ソルフェージュ③		2	
	ハーモニー演習①		2	
	ハーモニー演習②		2	
ハーモニー演習③			2	

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	音楽基礎演習			2
	西洋音楽史Ⅰ		4	
	西洋音楽史Ⅱ			2
	楽式論Ⅰ			2
	楽式論Ⅱ			2
	ポリフォニー演習		2	
	管弦楽概論			4
	音楽美学			4
	オペラの歴史と作品		4	
	鍵盤音楽の歴史と作品		4	
	器楽の歴史と作品		4	
	日本音楽概論Ⅰ			2
	日本音楽概論Ⅱ			2
	民族音楽概論Ⅰ			2
	民族音楽概論Ⅱ			2
	音楽情報論			4
	ミュージックビジネスと社会		2	
	ライブビジネスと社会		2	
	演劇の歴史と作品			2
	アートマネジメント概論Ⅰ			2
	アートマネジメント概論Ⅱ			2
	経営学Ⅰ			2
	経営学Ⅱ			2
	芸術関係法規			2
	芸術文化と社会Ⅱ			2
	芸術文化環境論			4
	文化政策論Ⅰ			2
	文化政策論Ⅱ			2
	簿記・会計入門			4
	舞台芸術概論			4
	ステージマネージャー演習①			1
	ステージマネージャー演習②			1
	ステージマネージャー演習③			1
	舞台機構調整演習			2
	舞台スタッフ論①			2
	舞台スタッフ論②			2
	舞台制作概論			2
	環境音楽論Ⅰ			2
	環境音楽論Ⅱ			2
	音楽心理学			2
	音楽療法概説			2
	社会福祉概論			2
	介護概論			2
	障がい児教育概論			2
医学概論			2	

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
専門科目	発達心理学			2
	日本古典芸能Ⅰ			1
	日本古典芸能Ⅱ			1
	日本古典芸能Ⅲ			1
	ミュージカルの歴史と作品			2
	舞踊の歴史と作品			4
	看護学演習			1
	日本伝統音楽演習Ⅰ			1
	日本伝統音楽演習Ⅱ			1
	フィールドインターンシップ①			2
	フィールドインターンシップ②			2

## 昭和音楽大学教授会規程

### (目的)

第1条 この規程は、昭和音楽大学学則第44条に規定する教授会に関し必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 教授会は学長、学部長、専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。  
2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めるときは、教授会にその他の教職員を加えることができる。ただし、この者は、議決に加わることはできない。

### (招集)

第3条 教授会は、学長が招集する。  
2 学長は、教授会の構成員の3分の2以上から議題を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

### (開催)

第4条 教授会は原則として定期に毎月1回開くものとする。ただし、学長が認めた場合には臨時に教授会を開くことができる。

### (議長)

第5条 教授会は学長の指名した議長を置く。  
2 議長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

### (定足数)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。ただし、議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。  
2 前項の定足数は休職中の者を除く。

### (議決)

第7条 教授会の議決は出席した構成員の過半数により決定する。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

### (機密の保持)

第8条 出席者は教授会の審議事項につき公表前に漏洩を禁じられたものについては厳重にその機密を保持しなければならない。

(出席義務)

第9条 教授会をやむを得ず欠席又は遅刻，早退するときは，事前にその理由を学長に届けなければならない。

(議事録)

第10条 教授会において審議した事項は議事録に記載し，議長及び出席者の中から互選された2名の者が署名捺印する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は学長が決定する。

附 則 この規程は昭和59年4月1日より施行する。

附 則 この規程は平成11年4月1日より施行する。

附 則 この規程は平成19年4月1日より施行する。

附 則 この規程は平成27年4月1日より施行する。